

第2章 計画地の現状



第2章 計画地の現状

2-1 自然的環境

1. 地形・立地環境

中里貝塚は、東京都北区の南西部、上中里二丁目に所在する。東京都北区は、洪積台地の武蔵野台地およびそれに連なる沖積低地の東京低地という地勢からなり、武蔵野台地の北東端ならびに東京低地の西端に位置する。台地縁の崖線は北西から南東に走り、北区管内を東の低地側と西の台地側とに分けている。

中里貝塚は、武蔵野台地の北東端「本郷台」と崖線を介して連続する東京低地の西端、崖線直下の沖積地に立地しており、北西には、武蔵野台地から出たばかりの石神井川の流れがみられる。なお東京低地は、武蔵野台地と対岸の下総台地の間に横たわる幅広い沖積地である。この地形は、元々最終氷期極相期に古東京川により浸食された大きな谷地形で、縄文海進最盛期（6,000～6,500年前）に、当地が奥東京湾化した際、分厚な海成層（有楽町層）によって埋積されたものである。

縄文時代前期末から中期にかけては、寒冷化による小海退が進み、海岸線は徐々に後退したとみられている。その際、本郷台直下の東京低地には砂州が形成され、飛鳥山微高地、田端微高地と呼ばれる2つの微高地が広がった。前者は、武蔵野台地を流下してきた石神井川が東京低地に出る付近に発達したもので、河成地形とも考えられるが、後者の成因は不明である。砂州については、海食崖が波の営力により浸食されていく過程で崩された本郷層や立川・武蔵野ローム層等が基本材料となり、形成されたと推定されるものである。中里貝塚はこの田端微高地の北西側に接して分布することが判明している。

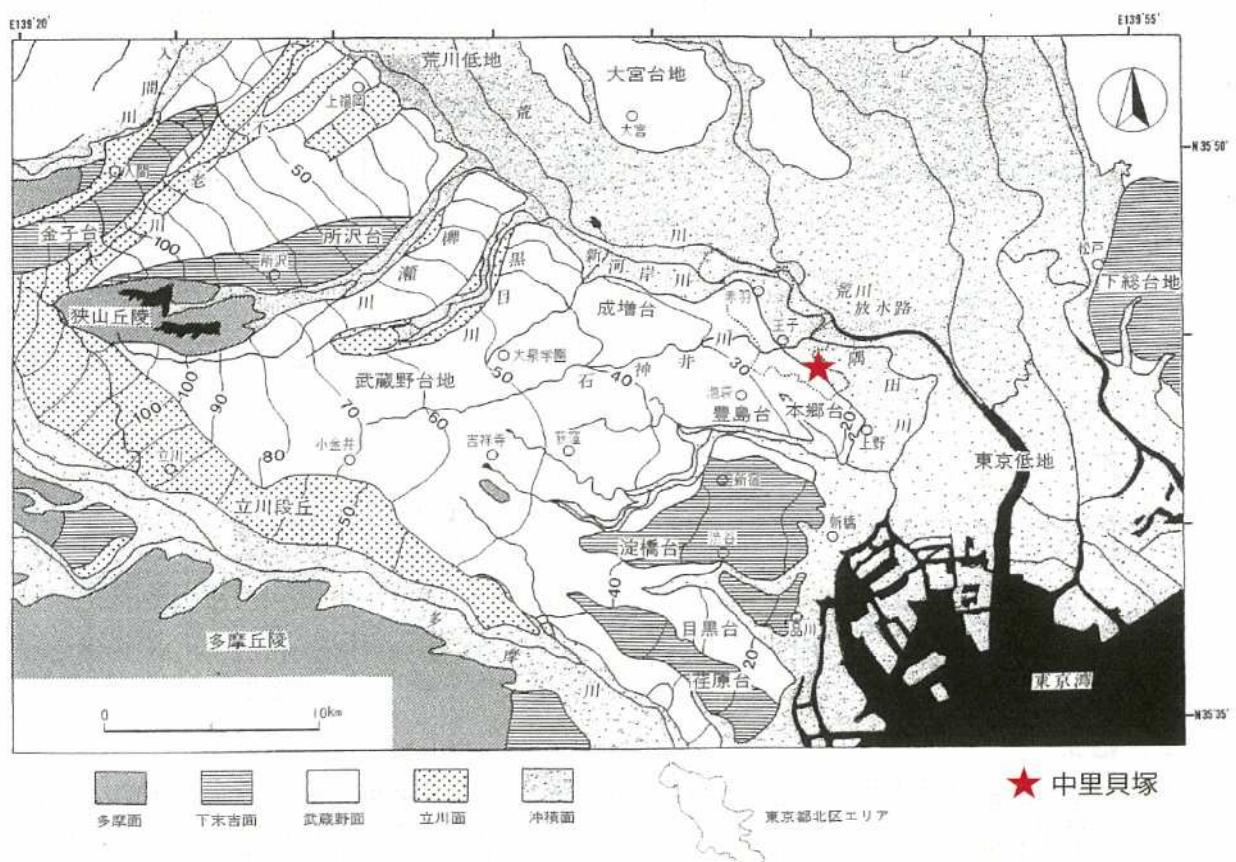


図7 東京付近の地形面区分



図8 指定地の周辺地域を構成する諸要素

2. 気候

- ・夏季は暑く多湿、冬季は寒く乾燥するという典型的な東日本型の太平洋側気候となっている。
- ・平成30年(2018)の年平均気温は16.8°C、年最高気温は7月の39.0°C、年最低気温が1月の4°Cとなっている。

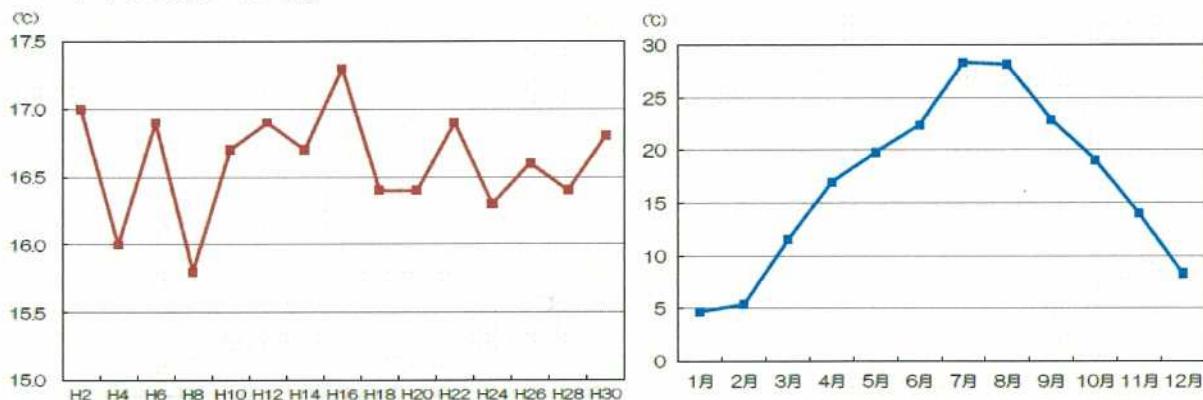


図9 東京の年平均気温の推移

図10 平成30年(2018)の東京の月別平均気温

3. 植生

- ・平成30年度の「北区緑の実態調査報告書」によると、北区飛鳥山博物館のある滝野川西地区は、重要種としてニッケイ、トサミズキ、キキョウ、タイワンホトトギス、シラン、キンラン、トウゴクシダ、アスカイノデ、ハリガワラビ、アイナエ、アヤメ、ショウブ、ホンモンジスゲ、メアゼテンツキが確認されている。
- ・中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場のある滝野川東地区は重要種としてイヌカタヒバ、シロヤマブキ、タイワンホトトギス、シラン、アヤメが分布しており、特定外来生物はオオカラワヂシャ、オオキンケイギクが確認されている。

4. 景観

- 北区飛鳥山博物館のある滝野川西地区は、飛鳥山公園や旧古河庭園などの歴史的・文化的資源が多くみられ住宅地の中に歴史的資源・文化的資源、水やみどりなどの景観資源が点在している。歴史的資源として平塚神社、金剛寺などの寺社、西ヶ原一里塚などがある。
- 中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場のある滝野川東地区は歴史的資源の法音寺、東灌森稻荷神社がある。

[滝野川西地区]

滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、西ヶ原1～4丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目、
田端1～6丁目

[滝野川東地区]

堀船1～4丁目、栄町、上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目、東田端1～2丁目、田端新町1～3丁目



滝野川東地区		MAP	滝野川西地区		MAP	旧北区景観百選（1998認定）		MAP
74	尾久車両センター	O-13	85	近藤勇と新選組隊士供養塔	H-13	12	飛鳥山から王子神社にかけての緑	L-12
75	東京新幹線車両センター	O-14	86	北谷端公園	H-14	13	東書文庫	L-12
76	新幹線の遠景	O-15	87	板橋駅前通りの桜並木	H-14	14	東日本旅客鉄道（株）東京支社	P-14
8	飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径	K-11	88	南谷端公園	M-13	15	上中里の操車場脇の桜並木	O-13
77	区民まつり	K-12	89	西ヶ原みんなの公園	M-13	16	田端1-22付近の桜並木	P-15
78	飛鳥山3つの博物館	L-12	90	滝野川公園	M-14	17	七社神社と秋祭り	L-12
79	青淵文庫と晩香舎	L-12	91	無量寺	N-14	18	音無さくら緑地と緑の吊り橋	J-12
9	まちを走る都電	K-12	10	旧古河庭園	N-14	19	田端文士村記念館	P-15
80	旧醸造試験所のレンガ造りの建物	K-12	92	霜降銀座商店街	N-14	20	正受院（赤ちゃん寺）	J-12
81	音無もみじ緑地	I-12	93	聖学院小学校脇の坂道	P-14	21	平塚神社	M-13
82	音無くぬぎ緑地	H-12	94	聖学院小学校脇の桜並木	P-15	22	金剛寺（もみじ寺）	J-12
83	稻荷湯	I-13	95	女子聖学院礼拝堂	P-15	23	田端ふれあい橋	P-14
84	滝野川6丁目にある井戸	H-13	96	田端駅前	P-15	24	飛鳥大坂	K-11
			97	田端駅南口駅舎とその周辺	P-15	25	西ヶ原一里塚	L-13
			98	東覚寺	P-15	26	滝野川会館	M-13
			99	与楽寺	P-15	27	東京ゲーテ記念館	L-13
			100	幽霊坂	P-15	28	田端切り通し	P-15
						29	旧古河庭園裏の白壁のある通り	M-14

図11 滝野川東地区、滝野川西地域の景観資源（『みんなでつくる北区景観百選 2019MAP』より引用）

2-2 歴史的環境

1. 旧石器・縄文時代

旧石器時代の遺物が出土している遺跡は、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・田端町遺跡・田端西台通遺跡である。御殿前遺跡では、ナイフ形石器をはじめとする石器や火を焚いた痕跡を示す赤色化した礫（礫群）が集合して出土している。特筆されるのは有樋尖頭器と呼ばれる石器が発見され、有樋尖頭器の製作に関する破片類も数多く出土しており、本郷台地上の貴重な事例である。

縄文時代草創期では土器は発見されていないが、草創期に特徴的な石器が西ヶ原貝塚で出土している。早期では撚糸文土器や条痕文土器が飛鳥山遺跡・御殿前遺跡・中里遺跡などで出土しており、遺構は御殿前遺跡で早期後半の炉穴3基が検出されている。

縄文海進最盛期の前期では、海岸線を見下ろす台地上には、飛鳥山遺跡で閑山式期の貝塚、七社神社前遺跡で黒浜式期の貝塚や諸磯式期の径200m規模の中央部に墓群を伴う環状集落などが営まれている。諸磯式期の墓壙から多量の浅鉢形土器や玦状耳飾が出土している。

前期末から中期にかけては寒冷化による小海退が進み、海進最盛期の海岸線は徐々に後退していく。中里貝塚に隣接する中里遺跡では、中期初期と推定されている丸木舟（東京都指定有形文化財）が田端微高地の砂層中から発見され、出土した多量の煤けた縄文土器や土器片錘、焼礫群などは、海岸線での活発な活動を物語っている。縄文人の居住地は、勝坂式期の七社神社裏貝塚や大蔵省印刷局内貝塚、加曽利E式期の御殿前遺跡など、台地上の集落であった。漁期には海岸線に下り立ち、採貝や採藻、漁撈を行ったと推測される。



写真6 七社神社前遺跡（土壙墓）



写真7 中里遺跡（丸木舟）



図12 中里貝塚と周辺の遺跡位置図 〔『史跡 中里貝塚保存活用計画』p18 より引用〕

後期には海退がさらに進み、中里遺跡では埋没林や泥炭層の堆積する湿地が確認されている。出土遺物は激減し、中期から後期初頭まで続いた海岸線での活動は終焉を迎える一方、台地上では学史上著名な西ヶ原貝塚（東京都指定史跡）が崖線の反対側の開析谷に面して馬蹄形貝塚を形成し、集落は晩期まで営々と存続する。近年、西ヶ原貝塚出土の土器から新たな製塩研究が進展している。ほかでは後期の称名寺式期から堀之内式期にかけて、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・七社神社裏遺跡・中里峠上遺跡などで竪穴建物や土坑から土器・石器・石棒・貝ブロックなどが出土しているが、その規模は大きくなっている。晩期の遺跡は、西ヶ原貝塚以外では中里貝塚から晩期の安行式土器が出土している。

2. 弥生・古墳時代

稻作が開始される弥生時代前期の明確な遺跡は詳らかではないが、中期に入ると集落遺跡が登場する。戦前に発見された飛鳥山遺跡出土の土器は、山内清男によって「飛鳥山式」という土器型式が設定され、南関東で本格的な稻作社会が形成され始めた段階に位置づけられている。中期後半の宮ノ台式期には飛鳥山遺跡に環濠集落が営まれ、環濠の外側に方形周溝墓群が検出されている。同時期の集落遺跡は、南から荒川区道灌山遺跡・飛鳥山遺跡・龜山遺跡・赤羽台遺跡が台地上の端部に連なって分布している。そのうち、道灌山・飛鳥山・龜山の3遺跡は、東京低地を見下ろす環濠集落である。

後期には集落数が増え、その規模も大きくなる。中里貝塚周辺の台地上には、御殿前遺跡・七社神社前遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡など連綿と集落遺跡が分布し、なかでも御殿前遺跡を中心とする西ヶ原の集落規模は格段に大きい。御殿前遺跡では後期前半に環濠集落が造られ、環濠外に方形周溝墓群を有している。後期後半の弥生町式期には、さらに竪穴建物数は増加し、方形周溝墓・土壙から鉄剣や鉄釧など副葬品が発見されている。また、田端西台通遺跡の方形周溝墓からも鉄剣・鉄釧や多量のガラス小玉が出土しており特筆される。

後期末から古墳時代前期にかけては集落規模が縮小し、遺跡数も減少する。田端不動坂遺跡では、珠文鏡と呼ばれる小型の青銅鏡と勾玉・管玉・ガラス小玉など総数140点以上の玉類が土坑から一括出土し、4世紀後半にムラの廃絶にあたって行われた祭祀に伴う宝器と考えられている（東京都指定有形文化財）。当該地では、次の5世紀代の集落遺跡は確認されていない。また、当該期の古墳も未検出である。

古墳時代後期では、小規模ながら集落と古墳が発掘調査されている。集落遺跡は中里峠上遺跡だけであり、古墳は飛鳥山古墳群と田端西台通遺跡の2つの円墳群があげられる。集落の造営年代と古墳の築造年代は、いずれも6世紀末から7世紀前半にかけてであり、古墳の埋葬主体部が確認されたのは飛鳥山1号墳のみである。

3. 奈良・平安時代～中世・近世・近代

奈良時代直前の7世紀後半、御殿前遺跡一帯には武藏国豊島郡衙が創建される。豊島郡衙は、平安時代前期の9世紀後半まで200年近く継続的に造営された古代律令期の地方官衙である。これまでの調査で郡庁や正倉院、館などの諸施設が発見されており、有数の郡衙遺跡として著名である。昭和58年（1983）に豊島郡衙が初めて発見された調査地点（現在の北区防災センター、滝野川体育館、滝



写真8 飛鳥山遺跡（環濠）



写真9 飛鳥山1号墳
(横穴式石室)



写真10 御殿前遺跡

野川消防署）は、北区史跡に指定されている。

また、郡衙の至近には中里峠上遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡の律令集落があり、郡衙の造営期間にはほぼ併行する。田端西台通遺跡では、和同開珎が1点出土している。

豊島郡衙や集落遺跡が終焉を迎えた後の古代末期に相当する遺跡は明確ではないが、11世紀になると豊島郡を支配する中世領主・豊島氏が豊島郡衙の跡地周辺に本拠をおき、鎌倉時代へと移る。平塚神社周辺の台上には、太田道灌が文明9年（1477）に落城させた豊島氏の居城・平塚城が築城されたと伝えるが、中世の溝址や地下式坑、板碑などが大規模な発掘調査で検出されてはいるものの城郭の実態は解明されていない。なお、崖線下の中里遺跡で出土した青磁・白磁など舶載磁器は、豊島氏を筆頭とする武士たちの存在を想像させる資料となっている。

戦国時代が終わり江戸時代になると、徳川将軍家の鷹場が設置された。御殿前遺跡の「御殿前」は小字名であり、元は鷹狩の際に使用された御殿を意味するものである。また、飛鳥山が江戸の名所となったのは八代将軍徳川吉宗の桜植樹によることは良く知られ、整備された街道の日光御成道に西ヶ原一里塚（国史跡）が置かれた。現在の本郷通りには旧道を挟んで一对の塚が現存しているが、これは旧位置に保存されているものである。王子・飛鳥山・滝野川は日本橋から約2里の距離にあり、江戸市中から日帰り可能な渓谷美と桜の山で有名な名所として親しまれていった。

北区の地は幕末まで江戸北郊の農村に過ぎなかったが、明治以降急速に都市化が進み、千川上水・石神井川・荒川の水利によって近代産業が開花する。日本で最初の綿紡績工場あるいは抄紙会社や印刷局抄紙工場などが石神井川下流部に相次いで建設され、王子周辺に織維・製紙・薬品などの諸工場が集積して近代産業発祥の礎を築いた。

また、西ヶ原には樹木試験場や蚕病試験場、農事試験場など農業関係の研究機関が次々に開設され、近代農業技術の中心地であった。なお、飛鳥山から西ヶ原には近代の国指定文化財が点在することもこの地の特色になっている。旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬・青淵文庫）・旧醸造試験所第一工場の2つの重要文化財（建造物）に加え、旧古河氏庭園の名勝がある。



図 13 「飛鳥山花見」（勝川春潮）



写真 11 旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬）



写真 12 旧渋沢家飛鳥山邸（青淵文庫）

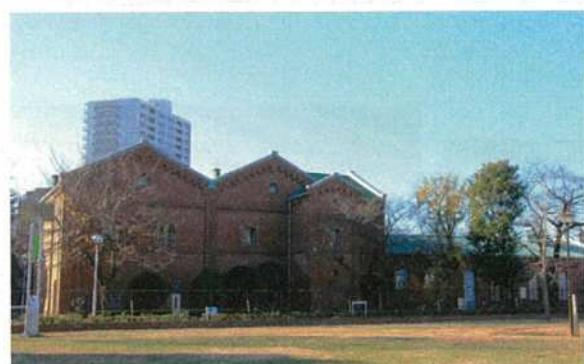


写真 13 旧醸造試験所第一工場



写真 14 旧古河氏庭園

4. 北区内の指定文化財

北区には、国指定文化財8件、国認定重要美術品1件、国選定保存技術保持者1件、国登録有形文化財（建造物）2件、東京都指定文化財7件、北区指定文化財37件、北区台帳登載文化財10件があり、その内訳は以下の通りである。

表1 指定文化財一覧

指定文化財一覧(国)			
名称	区分	指定年月日	
西ヶ原一里塚	史跡	—	大正11年3月8日
奥山峰石(喜蔵)	重要無形文化財	工芸 技術	平成7年5月31日
スタンホープ印刷機	重要文化財	歴史資料	平成10年6月30日
中里貝塚	史跡	—	平成12年9月6日 平成24年9月19日追加指定
旧渋沢家飛鳥山邸 (晩香廬・青淵文庫)	重要文化財	建造物	平成17年12月27日
旧古河氏庭園	名勝	—	平成18年1月26日
近代教科書関係資料 内訳 教科書類 掛図 版画 版本	重要文化財	歴史資料	平成21年7月10日
旧醸造試験所第一工場	重要文化財	建造物	平成26年12月10日

〈国認定重要美術品〉			
名称	区分	指定年月日	
額面著色鬼女図	—	—	昭和9年9月

〈国選定保存技術保持者〉			
名称	区分	指定年月日	
小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	平成10年6月8日

〈国登録有形文化財(建造物)〉			
名称	区分	指定年月日	
旧赤羽台団地四一～四四号棟	建築物	住宅	令和元年12月5日
稻荷湯浴場兼主家、同長屋	建築物	文化福祉	令和元年12月5日

指定文化財一覧(都)			
名称	区分	指定年月日	
西ヶ原貝塚	史跡(旧 旧跡)	—	平成11年3月3日(大正8年10月) 平成24年3月21日追加指定
飛鳥山碑(旧飛鳥山の碑)	有形文化財(旧 旧跡)	古文書	平成8年3月18日(大正9年3月)
多紀家墓所 附 金保氏墓5基 (旧多紀桂山一族墓)	史跡(旧 旧跡)	—	平成23年6月9日(昭和11年3月4日)
王子神社のイチョウ	天然記念物	—	昭和14年3月
稻付城跡	旧跡	—	昭和36年1月31日
中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	平成16年3月10日
田端不動坂遺跡第17地点第8号土坑出土遺物	有形文化財	考古資料	平成18年3月16日

(指定解除)			
名称	区分	指定年月日	
旧古河氏庭園	名勝	—	昭和57年8月4日

指定文化財一覧(区)

名称	区分	指定年月日	
王子田楽	無形民俗文化財	民俗芸能	昭和62年4月1日
御殿前遺跡	史跡	—	昭和62年4月1日
『若一王子縁起』絵巻(模本)	有形文化財	歴史資料	昭和62年12月17日
豊嶋村武藤家文書 附 複写資料	有形文化財	古文書	昭和63年11月14日
木造太田道灌坐像 附 厨子	有形文化財	歴史資料	平成元年1月25日
赤羽台第3号古墳石室	有形文化財	考古資料	平成元年1月25日
岩井家生活用具	有形民俗文化財	—	平成2年2月13日
紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起絵巻	有形文化財	歴史資料	平成3年2月22日
平塚神社文書	有形文化財	古文書	平成3年8月29日
十条富士塚 附 石造物	有形民俗文化財	—	平成3年11月11日
浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	平成4年3月11日
瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	平成5年1月12日
静勝寺除地検地絵図・古文書	有形文化財	古文書	平成5年10月25日
王子村真壁家文書	有形文化財	古文書	平成6年4月12日
木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	平成6年11月22日
西蓮寺板碑群	有形文化財	歴史資料	平成7年7月24日
稻付の餅捣唄 附 餅捣用具一式	無形民俗文化財	民俗芸能	平成8年1月23日
阿弥陀三尊来迎画像夜念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	平成8年9月24日
豊島馬場遺跡出土ガラス小玉鋳型	有形文化財	考古資料	平成9年9月2日
赤紙仁王(石造金剛力士立像)	有形民俗文化財	—	平成10年4月28日
東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	平成10年10月13日
東京書籍株式会社附設教科書図書館東書文庫 附 建築工事記録他35ミリフィルム	有形文化財	建造物	平成11年3月9日
旧松澤家住宅 附 倉屋	有形文化財	建造物	平成11年3月31日
七社神社前遺跡出土鉄釧	有形文化財	考古資料	平成11年10月4日
田端西台通遺跡出土鉄劍およびガラス小玉	有形文化財	考古資料	平成12年2月8日
王子村大岡家文書 附 典籍・絵画	有形文化財	古文書	平成12年4月11日
木像阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	平成13年4月10日
中里遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料	平成13年4月10日
熊野神社の白酒祭(オビシャ行事)	無形民俗文化財	風俗慣習	平成14年4月9日
御殿前遺跡祭祀遺構出土土器	有形文化財	考古資料	平成14年4月9日
近藤勇と新選組隊士供養塔	有形文化財	歴史資料	平成15年12月10日
七社神社前遺跡土坑群出土資料	有形文化財	考古資料	平成15年12月10日
瀧野川村榎本家文書 附 民俗資料	有形文化財	古文書	平成18年4月11日

田端富士三峰講祭祀具 附 関係文書	有形民俗文化財	一	平成21年12月9日
高木助一郎日記 附 挿入文書	有形文化財	古文書	平成22年12月8日
滝野川村戸部家文書	有形文化財	古文書	令和2年6月9日
山川城官墓碑 附 山川家墓碑・記念碑	有形文化財	歴史資料	令和2年6月9日

(指定解除)

中里遺跡出土独木舟	有形文化財	考古資料	平成2年9月20日
田端不動坂遺跡出土古墳時代祭祀遺物	有形文化財	考古資料	平成15年5月13日

台帳登載文化財一覧(区)

名称	区分	指定年月日	
王子村大字豊島渡船場資料 附 箱1合	有形文化財	古文書	平成元年7月10日
青面金剛種子庚申待供養塔	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
石造青面金剛立像	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
庚申待供養石造地蔵菩薩立像	有形文化財	歴史資料	平成4年1月13日
静勝寺近代文書	有形文化財	古文書	平成4年12月3日
下村富田家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
浮間村立石(邦)家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
香取神社本殿	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
阿夫利神社社殿 (熊野神社旧本殿)	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
正光寺山門	有形文化財	建造物	平成22年11月11日

2-3 社会的環境

1. 北区の概要

(1) 北区の位置と立地

北区は東京23区の北部に位置する。荒川を隔てて埼玉県川口市・戸田市に、東は荒川区および隅田川を隔てて足立区に接し、また一方で南は文京区・豊島区、そして西は板橋区に接する。東西に約2.9km、南北に約9.3kmと、南北に細長い形状をしており、面積は20.61km²である。

武蔵野台地の縁辺部から東京低地へと連続した地勢を有し、飛鳥山の桜や荒川、隅田川、石神井川といった水辺空間に囲まれた、緑豊かな自然が魅力となっている。一方で、JRの駅が都内最多の11駅有することに加え、地下鉄、都電が通ることから、交通の利便性の良さも注目される。



図14 北区の位置 (『区勢要覧』より)



写真15 飛鳥山の桜

(2) 交通網

北区内の鉄道網や道路交通網は、JR線をはじめ、地下鉄や都電、バスなど複数の公共交通機関が集まっており、都心へのアクセスが充実している。

主な路線としてJR京浜東北線、JR埼京線、JR山手線、JR上野東京ライン、JR宇都宮線・高崎線、JR湘南新宿ライン、東京メトロ南北線、東京さくらトラム（都電荒川線）がある。

中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場までは、JR3駅から徒歩でアクセス可能である（尾久駅5分、上中里駅10分、田端駅15分）。

北区飛鳥山博物館へはJR京浜東北線および東京メトロ南北線王子駅より徒歩5分、東京さくらトラム飛鳥山停留場より徒歩4分でアクセス可能である。



写真16 北区飛鳥山博物館外観



図15 北区周辺の路線図

(3) 人口

令和2年(2020)1月1日時点の住民基本台帳によると、北区の総人口は353,908人、世帯数は198,711世帯で、人口密度は17,172人/km²となっている。

人口の推移に関しては、昭和55年(1980)以降は減少傾向だったが、2000年代からゆるやかな増加傾向に転じた。『北区人口推計調査報告書(平成30年3月)』によると、北区の人口は当面増加が続くものの、令和10年(2028)の362,006人をピークに、以降は減少局面となり、令和20年(2038)には356,691人へと減少するとみられている。



図16 北区の人口推移 (総務省 国勢調査参照)



図17 北区の総人口および年齢3区分別人口推計 (『北区人口推計調査報告書』より作成)

2. 計画地および周辺の環境

(1) 史跡指定地

① 中里貝塚史跡広場

本広場は、2箇所に分かれた指定地の西側に相当する（p41 図 28、p69 図 43 参照）。広さは 4,071.04 m²である。

広場は金網柵で囲まれており、周囲には住宅やビルがある。

広場に入る入り口は、南・北・東の3箇所がある。夜間は施錠している（南側は常時施錠）。広場内は全面芝で覆われており、史跡標柱2箇所、説明板1箇所のほか、花壇がある。

広場の維持管理は、北区が地元町会から成る「中里貝塚史跡広場管理委員会」に委託し、門扉の開錠・施錠や、広場の清掃および除草、花壇の管理を行っている。

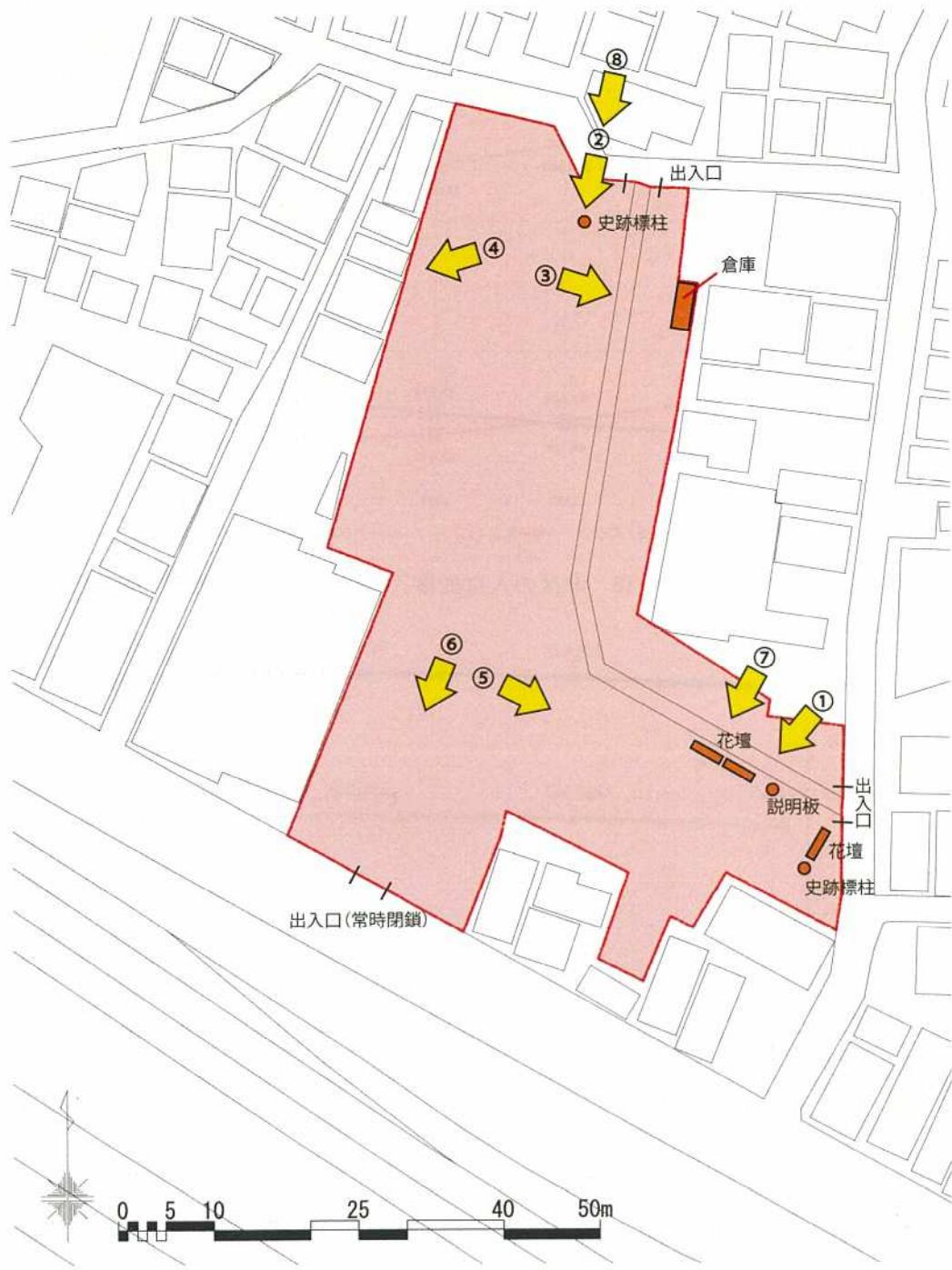


図 18 中里貝塚史跡広場写真位置図



写真 17 中里貝塚史跡広場写真

② 上中里2丁目広場

本広場は、2箇所に分かれた指定地の東側に相当する(p41 図28、p69 図43 参照)。敷地は、区道をはさんで南北に分かれるが、両所合わせた広さは 2,177.45 m²である。

広場は金網柵や防球ネットで囲われており、周囲には住宅と尾久車両センターおよび関連施設がある。

広場に入る入り口は、区道に面した位置にそれぞれ1箇所、広場の東側に南北各2箇所の計6箇所ある。夜間は施錠している(最も北寄りの1箇所を除く、東側の3箇所は常時閉鎖)。広場内北側に史跡標柱、南側に公衆トイレ、水飲みがあり、北側のみダスト舗装されている。説明板は、金網柵沿いに2箇所設置されている。広場の維持管理は、北区役所道路公園課が行っている。

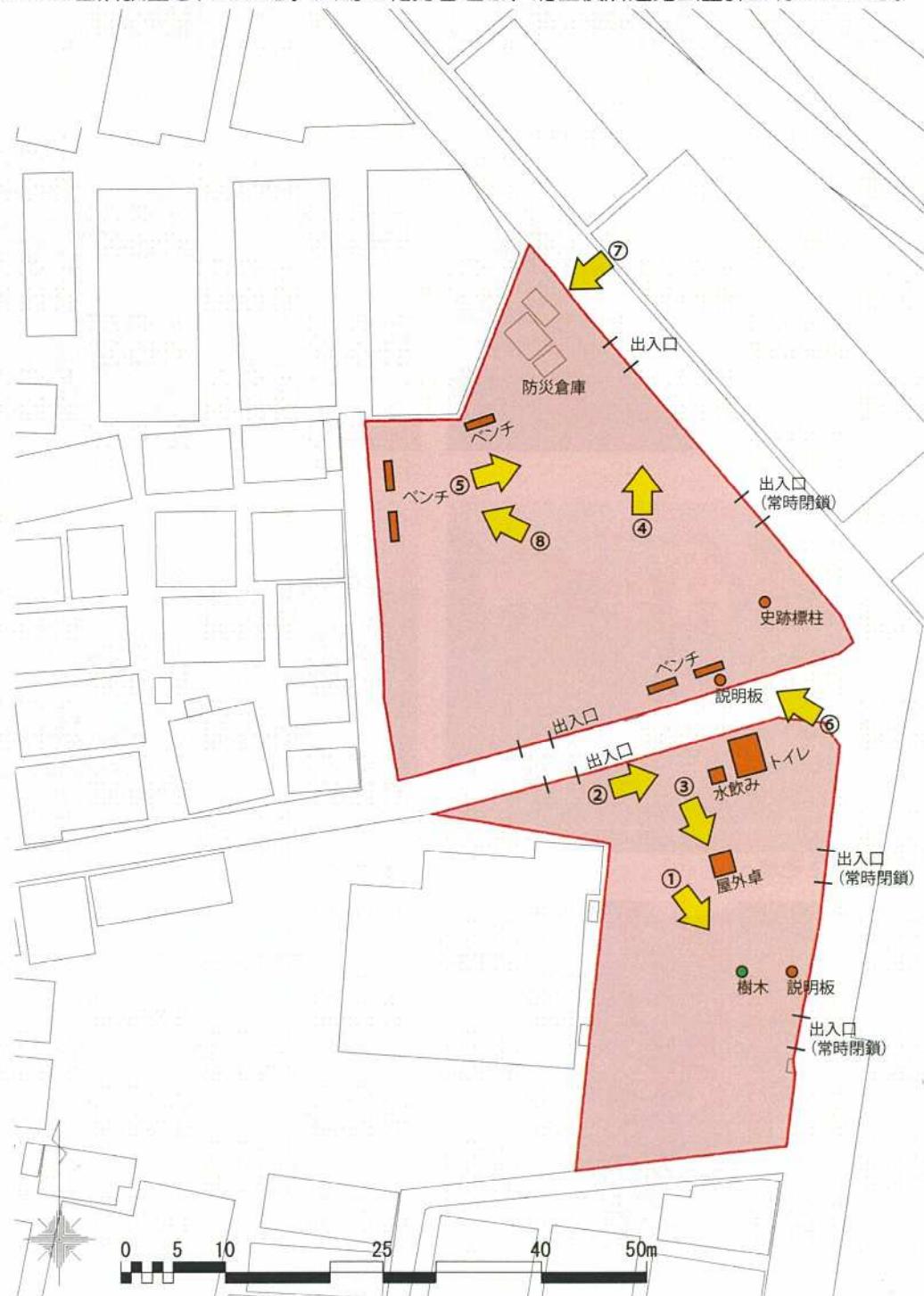


図19 上中里2丁目広場写真位置図



① 既存樹木



② 公衆トイレ、水飲み



③ 屋外卓、樹木



④ 金網柵、防球ネット



⑤ 広場



⑥ 説明板、時計



⑦ 防災倉庫



⑧隣接する住宅

写真 18 上中里 2 丁目広場写真

③ 史跡指定地へのアクセス環境

史跡指定地は、JRの線路群に挟まれる位置に立地する。そのことからJR線からのアクセスが良く、東北本線の尾久駅、京浜東北線の上中里駅・田端駅の3駅が徒歩圏内にある。

最も近いのが東北本線の尾久駅で、尾久車両センターの構内を横断する地下通路「タイムカプセル平成ロード」を通過すると、徒歩5分でアクセス可能である。東北本線は、東京駅（東京都千代田区）から盛岡駅（岩手県盛岡市）を結ぶ路線である。埼玉県以北や、都心以南の遠隔地からの来訪に使用される傾向にある。また京浜東北線の上中里駅からは徒歩10分、田端駅からは徒歩15分でアクセスすることができる。京浜東北線は、大宮駅（埼玉県さいたま市）から東京駅を経由して、横浜駅（神奈川県横浜市）を結ぶ路線であり、比較的近隣からの来訪者に利用されている。

ただし最寄り駅からの徒歩を除くと、史跡指定地へのアクセスは極めて難しい状況にある。史跡指定地直近において、路線バス等公共交通機関の停留所はなく、史跡指定地に付属した駐車場・駐輪場もない。有料駐車場は、尾久駅北側の明治通り沿いに比較的多くあるが、史跡指定地周辺ではわずかな台数の乗用車が停められる程度である。

また2つの史跡指定地は100mほど離れた場所に立地する。そのため両指定地間の移動手段も徒歩となる。中里貝塚史跡広場→上中里2丁目広場の場合、来訪者の多くがJR線沿いの比較的広い区道（北65号）を経由するルートをとるのに対して、上中里2丁目広場→中里貝塚史跡広場の場合には、南北に分かれた上中里2丁目広場の間を通る区道（北399号）を移動する状況がしばしばみられる。なお本道は幅員が狭いもので、住宅の間を通り、いわゆる生活道路である。

そして現在の調査研究拠点である北区飛鳥山博物館から史跡指定地までは、1.5~1.6kmほどの距離にある。その間の移動は、徒歩にて約20分もしくは、一部JR（京浜東北線／王子駅～上中里駅）や都営バス（草64系統／飛鳥山停留所～尾久駅前停留所）を利用して史跡指定地最寄り駅まで移動し、各最寄り駅からは徒歩にて現地に向かうというものである。

なお史跡指定地の所在については、北区飛鳥山博物館ホームページや文化財ガイドブック『北区のたからばこ』（北区飛鳥山博物館発行）や、『北区観光ガイドマップ』（北区産業振興課発行）にて周知を行っている。しかし最寄り駅から史跡指定地に至るまでの行程上において、史跡指定地の所在地やルートを示すような案内板・説明板等はない。



図20 史跡指定地へのアクセス状況

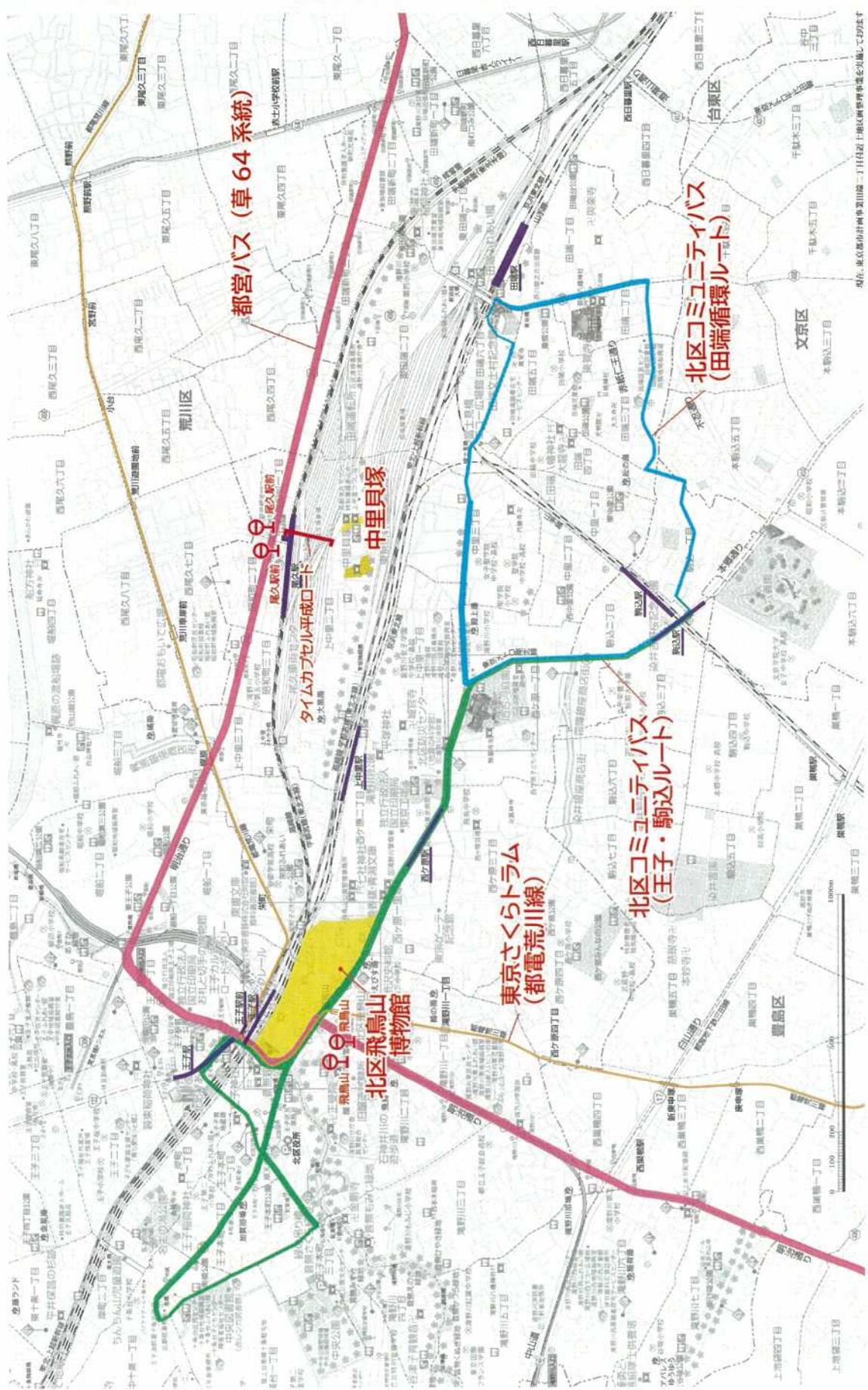


図 21 計画対象地周辺の公共交通機関

(2) 史跡指定地周辺の公共施設等

中里貝塚の周辺には、複数の公共施設等が点在する。JR 尾久駅近くには、昭和町区民センター・昭和町ふれあい館・昭和町図書館（複合施設）がある。また北区立堀船中学校・堀船小学校・滝野川第五小学校があり、これらの3校は「堀船中サブファミリー」として、さまざまな連携・交流活動を行っている。

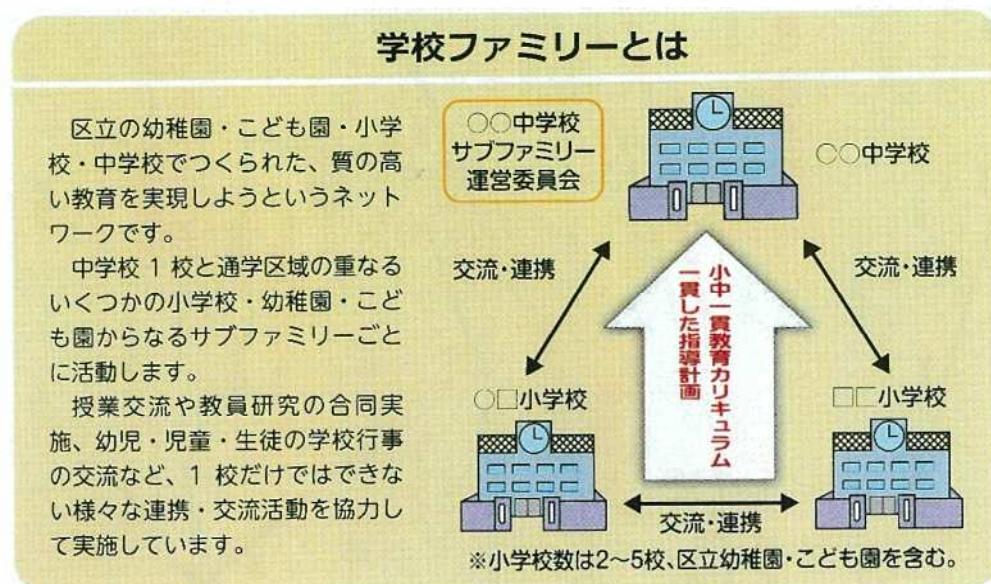


図22 学校ファミリーについて

(3) 計画地周辺の文化財

計画地周辺の滝野川西地区・滝野川東地区は、北区内でも文化財が密集する地域である。特に滝野川西地区の武蔵野台地縁辺部には、指定文化財が多く所在する。



図23 計画地周辺の文化財

指定文化財

滝野川西地区

- ・北区立飛鳥山公園／旧渋沢家飛鳥山邸（青淵文庫・晚香廬）[国重要文化財（建造物）]
飛鳥山碑 [都有形文化財（古文書）]
- ・北区立飛鳥山博物館／七社神社前遺跡出土鉄釧 [区有形文化財（考古資料）]
七社神社前遺跡土坑群出土資料 [区有形文化財（考古資料）]
東谷戸遺跡出土土偶 [区有形文化財（考古資料）]
御殿前遺跡祭祀遺構出土土器 [区有形文化財（考古資料）]
田端西台通遺跡出土鉄劍およびガラス小玉 [区有形文化財（考古資料）]
中里遺跡出土丸木舟 [都有形文化財（考古資料）]
中里遺跡出土縄文土器 [区有形文化財（考古資料）]
- ・旧醸造試験所第一工場 [国重要文化財（建造物）]
- ・西ヶ原一里塚 [国史跡]
- ・西ヶ原貝塚 [都史跡]
- ・御殿前遺跡 [区史跡]
- ・平塚神社／紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起絵巻 [区有形文化財（歴史資料）]
平塚神社文書 [区有形文化財（古文書）]
- ・城官寺／多紀家墓所 附 金保氏墓 5基（旧多紀桂山一族墓）[都史跡]
山川城官墓碑 附 山川家墓碑・記念碑 [区有形文化財（歴史資料）]
- ・旧古河氏庭園 [国名勝]
- ・田端八幡神社／田端富士三峰講祭祀具 附 関係文書 [区有形民俗文化財]
- ・東覚寺／赤紙仁王（石造金剛力士立像）[区有形民俗文化財]

滝野川東地区

- ・東京書籍／近代教科書関係資料 [国重要文化財（歴史資料）]
東京書籍株式会社附設教科書図書館東書文庫 附 建築工事記録他35ミリフィルム
[区有形文化財（建造物）]



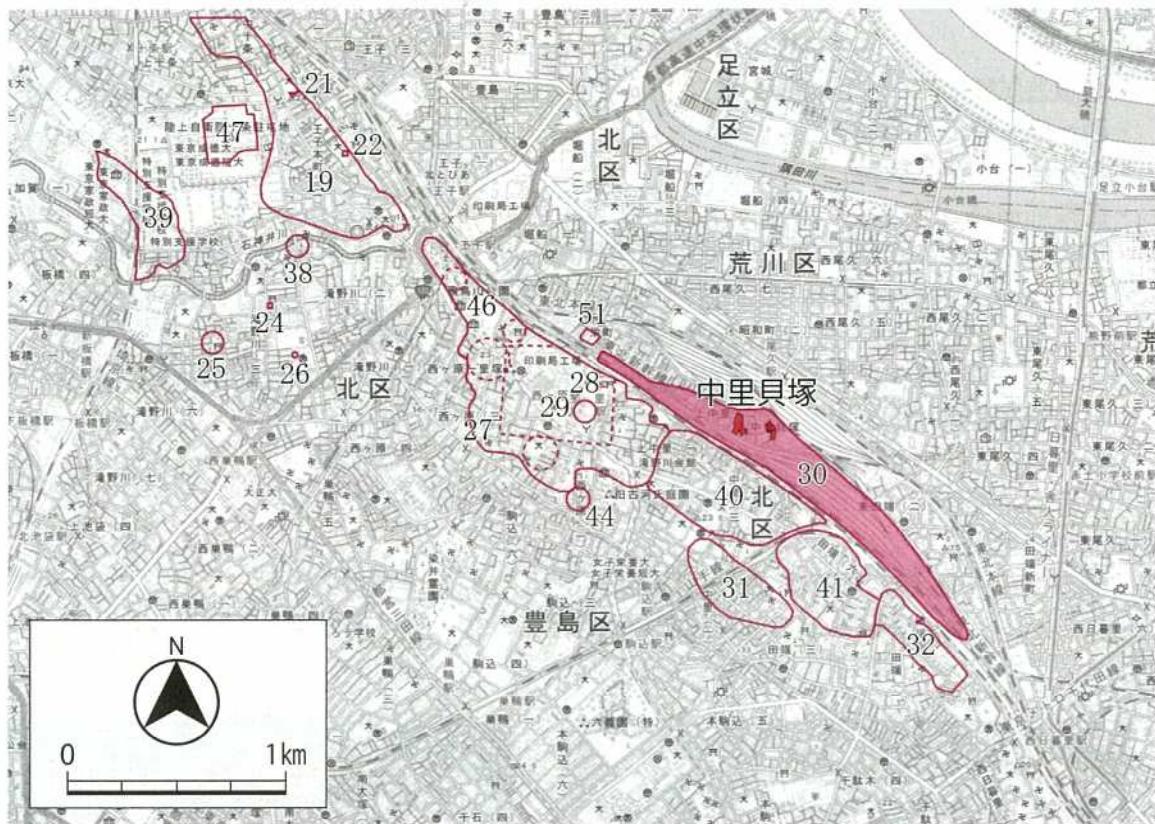
写真 19 計画地周辺の文化財

3. 法規制

(1) 文化財保護法（史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地）

【担当窓口：北区教育委員会事務局教育振興部飛鳥山博物館】

史跡中里貝塚（濃い赤）は平成12年（2000）9月6日に国史跡に指定され、平成24年（2012）9月19日に西側の一部が追加指定されている。指定地内は、文化財保護法125条において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められている。また、指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（中里遺跡北区No.30（薄い赤））となっており、開発行為等により土地の掘削を行う場合には、事前の通知・届出が義務づけられている。



包蔵地・遺跡名称

30 中里遺跡	19 十条台遺跡群	32 田端不動坂遺跡
27 西ヶ原遺跡群	21 十条台小学校横穴墓	38 滝野川城跡
西ヶ原貝塚	22 王子稻荷裏古墳	39 下十条遺跡
御殿前遺跡	24 四本木稻荷古墳	40 中里峠上遺跡
七社神社前遺跡	25 滝野川八幡社裏貝塚	41 田端西台通遺跡
七社神社裏遺跡	26 滝野川古墳	44 東谷戸遺跡
飛鳥山遺跡	28 甲冑塚古墳	46 飛鳥山古墳群
	29 武藏国豊島郡衙跡	47 十条久保遺跡
	31 田端町遺跡	51 栄町貝塚

図24 中里貝塚周辺の埋蔵文化財包蔵地

(2) 都市計画法（用途地域、用途制限など）

【担当窓口：北区まちづくり部都市計画課】

北区は「東京都市計画区域」にあり、荒川・隅田川・新河岸川が市街化調整区域となっている以外は、全て市街化区域となっている。

史跡指定地周辺の用途地域は、準工業地域に指定されている。この地域には、住宅や中小工場が混在する。危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場などは建てられない地域となっている。

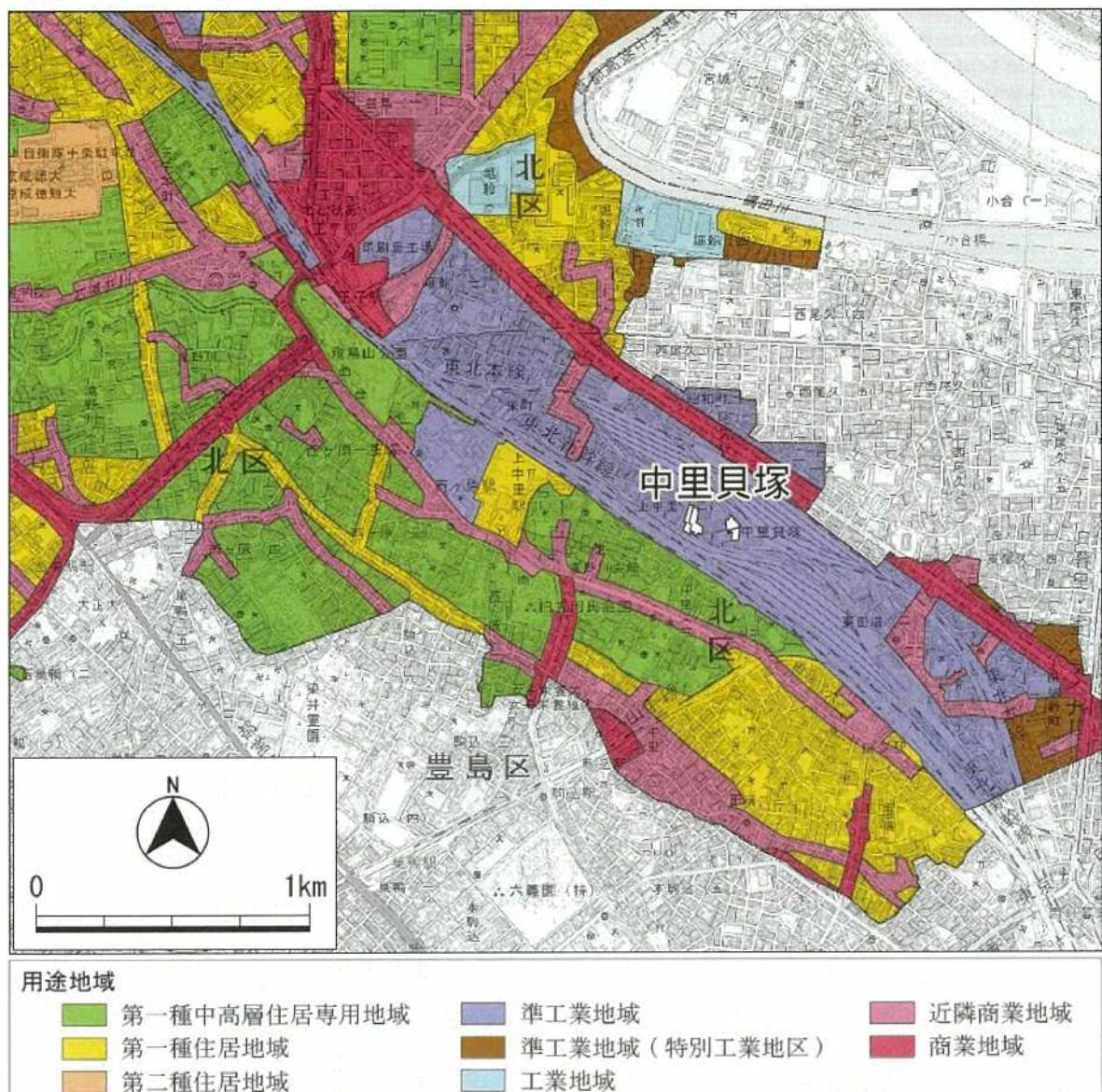


表2 用途地域内の建築物用途制限

	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業準地域	工業地帯	備考
○ 建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	
■ 建てられない用途	■	■	■	■	■	■	■	
①、②、③、▲面積は、階数等の制限あり（備考欄を参照）	① ② ③	① ② ③	① ② ③	① ② ③	① ② ③	① ② ③	① ② ③	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	
賃貸住宅で、非住宅部分の床面積が50m ² 以下で、建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等の床面積が150m ² 以下のもの	② ③	○	○	○	○	○	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。 2階以下。
店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの	② ③	○	○	○	○	○	○	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、担保代理店、銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。 2階以下。
店舗等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの	③	○	○	○	○	○	○	③2階以下。
店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの		○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が3,000m ² を超え、10,000m ² 以下のもの		○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が10,000m ² を超えるもの		○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が150m ² 以下のもの		▲	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの		▲	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの		▲	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの		○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000m ² を超えるもの		○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		▲	○	○	○	○	○	▲3,000m ² 以下
体育館、テニス練習場		① ②	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500m ² 以下 ②3,000m ² 以下
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		▲	○	○	○	○	▲3,000m ² 以下
カラオケボックス等			▲	○	○	○	○	▲10,000m ² 以下
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等			▲	○	○	○	○	▲10,000m ² 以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場				○	○	○	○	
キャバレー等、料理屋、個室付浴場等					○	▲		▲個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	
図書館、公民館、考古資料館	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等	博物館、美術館、水族館、植物園		① ②	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500m ² 以下 ②3,000m ² 以下
巡回派出所、公衆電話所	○	○	○	○	○	○	○	
郵便の業務（郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	① ②	○	○	○	○	○	○	①500m ² 以下 ②4階以下
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	
病院、老人保健施設（20床以上）		○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、老人保健施設（19床以下）、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	▲600m ² 以下
自動車教習所		▲	○	○	○	○	○	▲3,000m ² 以下
単独車庫（附属車庫を除く）	▲ ▲ ▲ ▲	▲ ▲ ▲ ▲	○	○	○	○	○	▲300m ² 以下2階以下
建築物附属自動車車庫 (①②③)については、建築物の延べ面積の1/2以下で、備考欄に記載の制限	① ② ③	① ② ③	○	○	○	○	○	①600m ² 以下1階以下 ②3,000m ² 以下2階以下 ③2階以下
自己用倉庫		① ②	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500m ² 以下 ②3,000m ² 以下
工場	倉庫業倉庫 畜舎（15m ² を超えるもの）		▲	○	○	○	○	▲3,000m ² 以下
・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、呉服屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	▲ ▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			① ②	① ②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場				② ③	○	○	○	作業場の床面積
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場					○	○	○	①50m ² 以下②150m ² 以下
危険性や環境を悪化させるおそれがある工場					○	○	○	
自動車修理工場			① ②	① ②	○	○	○	作業場の床面積 ①50m ² 以下 ②300m ² 以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設 量が少ない施設 量がやや多い施設 量が多い施設		① ②	○	○	○	○	①1,500m ² 以下 2階以下 ②3,000m ² 以下
卸売市場、火葬場、斎場、汚物処理場、ごみ焼却場等								都市計画区域内においては都市計画決定が必要

※本表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。

(3) 災害対策基本法（避難場所、避難所など）

【担当窓口：北区危機管理室防災・危機管理課】

災害対策基本法とは、「国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的」とした法律である。北区は平成30年(2018)に改訂版の『東京都北区地域防災計画(震災対策編・風水害対策編)』を策定している。

避難場所とは、地震火災から住民の生命を守るために、火災が鎮火するまで待つ場所であり、東京都震災対策条例に基づき昭和47年(1972)から東京都が指定している。平成30年(2018)6月に第8回の指定見直しを行い、北区内の避難場所は21か所となっている。

史跡指定地周辺の避難場所としては、「JR田端・尾久駅周辺一帯」が指定されているが、操車場のため、通常は立ち入ることができないことから、災害時に近隣住民が速やかに避難できる状況とはなっていない。

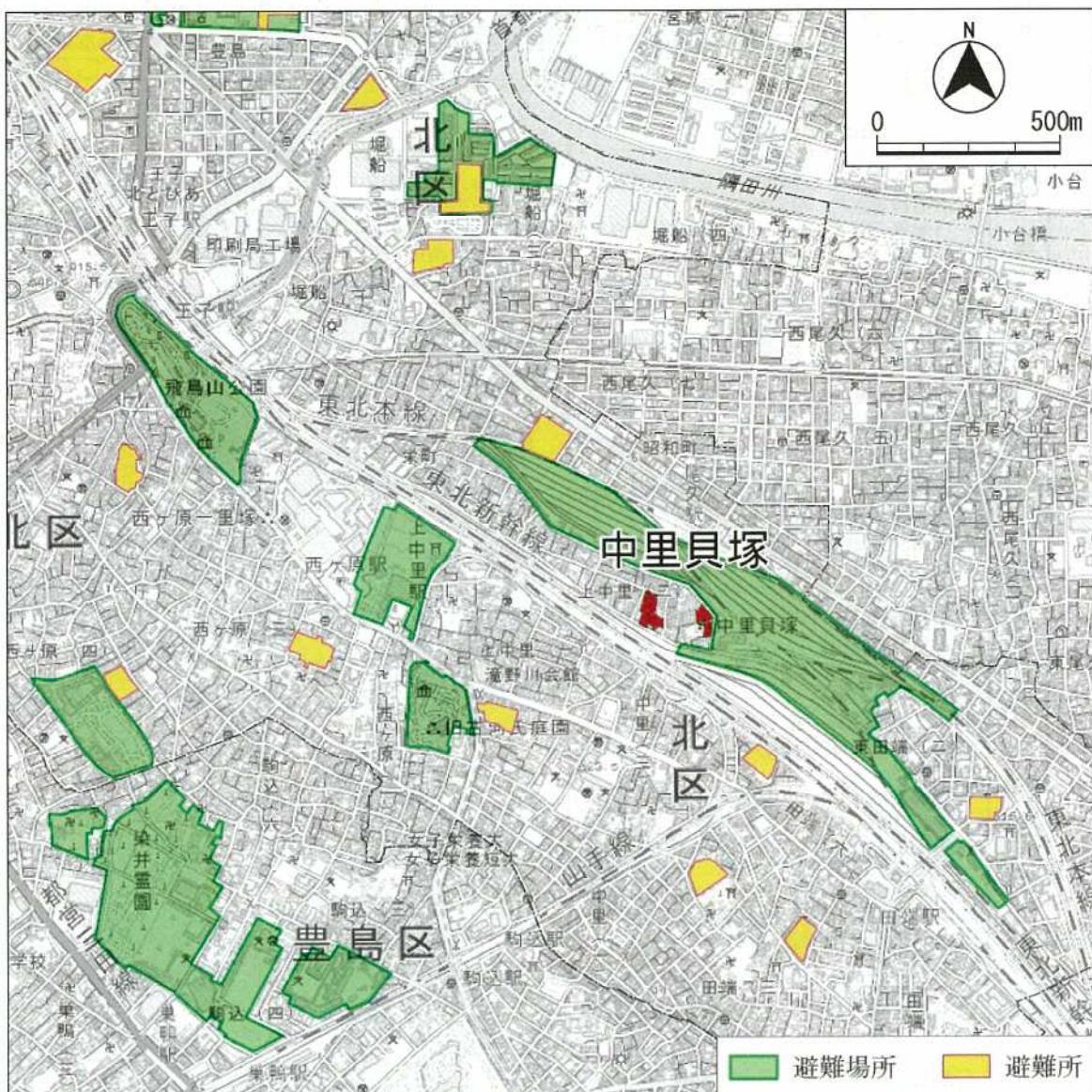


図26 中里貝塚周辺の避難場所および避難所

(4) 東京都屋外広告物条例

【担当窓口：北区土木部施設管理課】

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（＝屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要のある地域や場所を禁止区域（条例第6条）として定めているとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）を定めている。また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めている。

中里貝塚史跡広場は、「公共団体の管理する公園」に該当する。禁止区域、禁止物件および許可区域の概要は、以下の通りである。

表3 『屋外広告物のしおり』p2 を改変)

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物		
		許可を受けて出せる広告物	許可が不要な広告物	
禁止区域	禁止されている地域・場所の例 ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園居住地 ○特別緑地保全地区 ○景観地区的うち知事が指定する区域 ○旧美観地区※、風致地区 （知事の指定により出せる場所あり） ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照） ○前記に掲げるもののほか、別に知事が定める地域	○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの	○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアーチバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの	
禁止物件	禁止されている物件の例 ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） <u>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</u> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱	許可を受けて出せる広告物		

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。

(5) 景観法

【担当窓口：まちづくり部都市計画課】

景観計画では、北区全域が景観計画区域となっており、景観に関する方針や景観形成基準と特定地区の景観まちづくりの目標および良好な景観づくりに関する方針や景観形成基準を設けている。

中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場は、一般地区となっており、北区飛鳥山博物館は景観形成方針地区となっている。

対象の行為、規模の場合は、景観形成基準に準じたものとし、事前の届け出が必要となる。

表 4 届出対象行為・規模

届出対象地区	届出対象行為・届出対象規模																										
1. 一般地区																											
・特定地区を除く全域	<table border="1"> <tr> <td>建築物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・届出行為</td> <td>・大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む)</td> </tr> <tr> <td>・届出規模</td> <td>・次表のとおりとします。</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>高さ 30m以上又は延べ面積が 1,200 m²以上</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>高さ 20m以上又は延べ面積が 1,000 m²以上</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>高さ 20m以上又は延べ面積が 800 m²以上</td> </tr> <tr> <td>※ 上記の地域の名称は都市計画法による用途地域*とします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・届出行為</td> <td>・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む)</td> </tr> <tr> <td>・届出規模</td> <td>・建築基準法第 88 条に規定する工作物(確認申請が必要な工作物)及び北区条例規則で定める工作物(P.103 参照)</td> </tr> <tr> <td>開発行為</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・届出行為</td> <td>・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為</td> </tr> <tr> <td>・届出規模</td> <td>・開発区域面積が 500 m²以上</td> </tr> </table>	建築物		・届出行為	・大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む)	・届出規模	・次表のとおりとします。	商業地域	高さ 30m以上又は延べ面積が 1,200 m ² 以上	近隣商業地域	高さ 20m以上又は延べ面積が 1,000 m ² 以上	その他地域	高さ 20m以上又は延べ面積が 800 m ² 以上	※ 上記の地域の名称は都市計画法による用途地域*とします。		作物		・届出行為	・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む)	・届出規模	・建築基準法第 88 条に規定する工作物(確認申請が必要な工作物)及び北区条例規則で定める工作物(P.103 参照)	開発行為		・届出行為	・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	・届出規模	・開発区域面積が 500 m ² 以上
建築物																											
・届出行為	・大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む)																										
・届出規模	・次表のとおりとします。																										
商業地域	高さ 30m以上又は延べ面積が 1,200 m ² 以上																										
近隣商業地域	高さ 20m以上又は延べ面積が 1,000 m ² 以上																										
その他地域	高さ 20m以上又は延べ面積が 800 m ² 以上																										
※ 上記の地域の名称は都市計画法による用途地域*とします。																											
作物																											
・届出行為	・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む)																										
・届出規模	・建築基準法第 88 条に規定する工作物(確認申請が必要な工作物)及び北区条例規則で定める工作物(P.103 参照)																										
開発行為																											
・届出行為	・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為																										
・届出規模	・開発区域面積が 500 m ² 以上																										
3. 景観形成方針地区																											
・飛鳥山公園周辺地区 ・石神井川沿川地区 ・崖線沿線地区 ・都電沿線地区 ・荒川沿川地区 ・中央公園周辺地区	一般地区又は景観形成重点地区的 届出対象行為・届出対象規模を適用します。																										

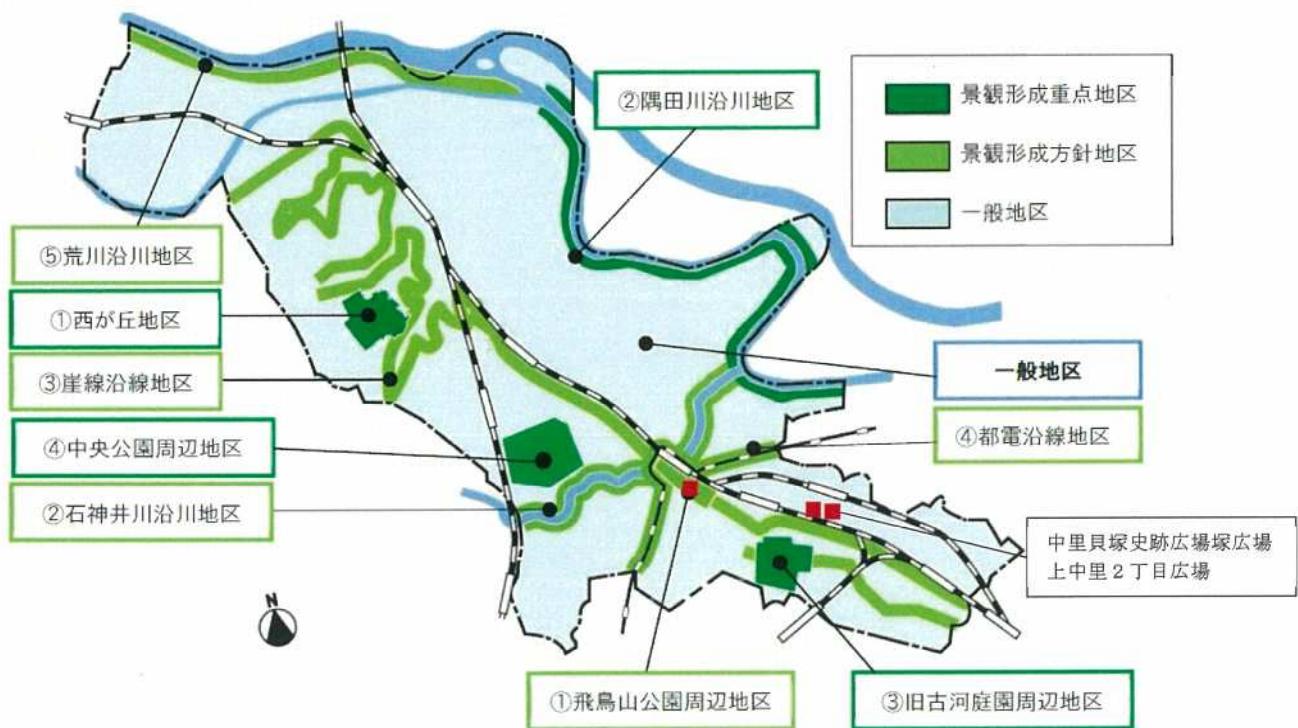


図 27 景観計画区域の指定